

特定給食施設 給食届出事項変更届の提出について

貴施設において下記の事項に変更が生じた時は、健康増進法第 20 条第 2 項、港区健康増進法施行細則第 4 条第 2 項の規定により、1 ヶ月以内に変更届の提出が必要です。

届出が必要な事項

注：届出事項で変更が生じた項目のみを記入し、提出してください。

- (1) 設置者の住所
- (2) 設置者の氏名（法人の場合は法人の名称及び肩書を記載）
- (3) 給食施設の名称
- (4) 給食施設の所在地
- (5) 給食施設の種類
- (6) 給食の開始予定日
- (7) 1 日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- (8) 管理栄養士の員数
- (9) 栄養士の員数

提出する書類

給食届出事項変更届（第 3 号様式）1 部

注：提出者は、必ず書式の欄外枠内に港区の施設名・施設管理者名・所在地（TEL）を明記してください。（委託会社の名称ではありませんのでご注意ください）

用紙の入手について

- (1) 港区公式ホームページからダウンロード
トップページ→暮らし・手続き→営業許可・免許等申請→健康増進法に基づく給食届出関係→(2) 給食届出事項変更届関係
- (2) 郵送を希望する場合
あて先を記載した返信用封筒（切手貼付）を下記までお送りください。
- (3) 保健所窓口の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品広域監視係の窓口でお渡ししています。

提出について

- (1) 郵送の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品栄養表示担当まで送付してください。
- (2) 保健所の窓口の場合
みなと保健所（5 階奥）生活衛生課食品広域監視係の窓口へ提出してください。

<問合せ及び送付先>

港区みなと保健所 生活衛生課 食品栄養表示担当

〒108-8315 港区三田 1-4-10 TEL 03 (6400) 0057 (直通)

※平成 30 年 4 月 1 日から担当部署が変更になりました。